

一般社団法人 日本接着歯学会  
専門医制度規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という.）の制定する専門医制度は、接着歯学に関する最新の専門的知識と臨床技能及び医療人としての取り組みを有する接着歯科治療専門医（以下「専門医」という.）を養成するとともに、接着歯科医療の発展と向上を図り、国民の健康維持増進を中核とする保健福祉の推進に寄与することを目的とする。なお、本制度は、日本接着歯学会認定医制度に代わる新たな基準の規定に基づく日本接着歯学会専門医制度として制定する。

第2章 専門医の認定

(専門医認定の申請資格)

第2条 専門医の認定を申請する者は、以下の各号をすべて満たしていなければならない。ただし、専門医認定委員会（以下「委員会」という.）の推薦を経て、理事会で承認を受けた者はこの限りでない。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有する者
- (2) 専門医認定の申請時に、継続して5年以上本会会員である者
- (3) 本会専門医制度施行細則（以下「細則」という.）第14条に定める所定の研修単位を満たした者
- (4) 細則第15条に定める所定の業績を満たした者
- (5) 現在、接着歯科治療に携わっている者

(専門医認定の申請手続)

第3条 専門医の認定を申請する者は、申請料及び受験料を添え、細則第5条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(専門医認定の申請書類審査と認定試験)

第4条 委員会は、専門医認定の申請書類を審査し、申請資格を満たしていると認めた者に対して、認定試験（以下「試験」という.）を実施する。

- 2 試験は、症例試験及び面接試験により行う。
- 3 試験の実施方法については専門医認定審査実施要項に定める。

(専門医の認定及び登録)

第5条 本会は、試験の合格者を、理事会の議を経て専門医と認定する。

- 2 専門医と認定された者は、細則第18条に定める登録料を添えて本会に登録申請を行わなければならない。
- 3 本会は、申請に基づき専門医の登録を行い、認定証及び更新に必要な書類を交付し、本会発行の「接着歯学」及び本会公式ホームページ等に専門医氏名を掲載し、理事会及び社員総会で報告しなければならない。

第3章 研修目的及び専門医認定研修施設の指定

(研修目的)

第6条 専門医認定研修は、専門医認定の申請者及び同資格更新希望者に対し、歯科医学の基幹をなす

接着歯学領域における検査・診断と治療のための最新で高度な技能・知識を修得させることを目的とする。

(専門医認定研修施設指定の申請資格)

第7条 本会の専門医認定研修施設(以下「研修施設」という)は、指導医が1名以上常勤している次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 大学病院・大学附(付)属病院の接着歯科治療に関連する診療部門(所轄の講座又は分野を含む。)
- (2) 本会の示す研修目的を達し、かつ指導医の管理体制のもとで接着歯学に関わる研修や教育を5年以上継続して行うことが可能な大学以外の施設。なお、小規模個人診療所においては、指導医による接着歯学に関わる専門教育が行われる環境及び人的資源が整備されていることでこれを満たす。

(研修施設指定の申請手続)

第8条 前条各号のいずれかに該当する研修施設は、施設に所属する指導医が細則第7条に定める申請書類を提出しなければならない。

(研修施設の指定、登録及び更新)

第9条 本会は、申請資格を満たしていると認めた施設を、理事会の議を経て研修施設と指定する。

- 2 研修施設と指定された施設の指導医は、細則第18条に定める登録料を添えて本会に登録申請を行わなければならない。
- 3 本会は、申請に基づき研修施設指定の登録を行い、認定証を交付し、本会発行の「接着歯学」及び本会公式ホームページ等に研修施設名を掲載し、理事会及び社員総会で報告しなければならない。
- 4 研修施設の指導医は、5年毎に指定の更新を受けなければならない。
- 5 研修施設指定の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

#### 第4章 指導医の認定

(指導医認定の申請資格)

第10条 指導医の認定を申請する者は、次の各号のいずれかを満たす専門医でなければならない。

- (1) 10年以上の専門医歴を有し、その間に本会発行の学会雑誌「接着歯学」若しくは「Dental Materials Journal」に3編以上の接着歯学に関する研究論文発表がある者。
- (2) 5年以上の専門医歴を有し、その間に5編以上の接着歯学に関する研究論文の発表がある者。ただし、研究論文のうち2編以上は前号記載の学会雑誌に掲載され、そのうちの1編は筆頭著者であること。
- (3) 委員会の推薦を経て、理事会で承認を受けた者。

(指導医認定の申請手続)

第11条 指導医の認定を申請する者は、申請料(審査料を含む。)を添え、細則第6条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(指導医の認定及び登録)

第12条 本会は、資格審査の合格者を、理事会の議を経て指導医と認定する。

- 2 指導医と認定された者は、細則第18条に定める登録料を添えて本会に登録申請を行わなければなら

ない。

3 本会は、申請に基づき指導医の登録を行い、認定証を交付し、本会発行の「接着歯学」及び本会公式ホームページ等に指導医氏名を掲載し、理事会及び社員総会で報告しなければならない。

(業 務)

第13条 指導医は、以下の業務を行う。

- (1) 研修施設における課程作成への参画
- (2) 専門医並びに専門医資格取得希望者への指導
- (3) 研修施設の指定申請及び指定更新の申請
- (4) 研修単位の認定
- (5) その他、認定研修に必要な事項

第5章 専門医及び指導医の資格更新

(専門医及び指導医資格の認定期間)

第14条 専門医及び指導医資格の認定期間は5年間とし、引き続き認定を希望する者は、5年毎に更新しなければならない。原則として、指導医の認定期限は専門医認定期限と一致するものとする。

(専門医資格の更新申請)

第15条 専門医資格の更新を申請する者は、資格取得後の5年間に細則第16条に定める所定の単位を修得しなければならない。

第16条 専門医資格の更新を申請する者は、申請料(審査料を含む.)を添え、細則第8条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(指導医資格の更新申請)

第17条 指導医の資格は、専門医資格の更新によって指導医資格も更新されるものとする。

第6章 専門医、指導医及び研修施設の資格喪失及び復活

(専門医又は指導医資格の喪失及び復活)

第18条 専門医又は指導医は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会、理事会及び社員総会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科医師免許を喪失したとき
- (3) 本会会員の資格を喪失したとき
- (4) 専門医又は指導医の更新手続を行わなかったとき
- (5) 専門医又は指導医として不適格と認められたとき
- (6) 申請書類に重大な誤りが認められたとき

2 前項第5号又は第6号に該当するときは、議決前に本人の弁明の機会が十分に与えなければならない。

3 本条第1項第4号の専門医又は指導医は、次に該当するときは、細則第11条に定める手続き後、委員会、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。

- (1) 資格喪失から1年以内であれば更新遅滞理由書を付して更新の請求をすることができる。

4 委員会が認めたときは、専門医又は指導医の資格復活のための試験を受けることができる。

- (1) 試験は筆記試験、症例試験などにより行い、実施方法については委員会が申請ごとに別途定め

る。

(2) 試験の合格者は、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。

(復活が認められた専門医又は指導医の登録)

第19条 本会は、前条第3項及び第4項により資格の復活が認められた者を、専門医又は指導医と認定する。

2 専門医又は指導医と認定された者は、細則第18条に定める登録料を添えて本会に登録申請を行わなければならない。

3 本会は、申請に基づき専門医又は指導医の登録を行い、認定証を交付し、本会発行の「接着歯学」及び本会公式ホームページ等に専門医及び指導医の氏名を掲載し、理事会及び社員総会で報告しなければならない。

(研修施設資格の喪失及び復活)

第20条 研修施設は、次の各号のいずれかに該当するとき、委員会、理事会及び社員総会の議を経て、その資格を失う。

(1) 所属する指導医が指定の辞退を申出たとき

(2) 指定の必要条件を欠いたとき

(3) 指定の更新手続を行わなかったとき

(4) 研修施設として不適格と認められたとき

(5) 申請書類に重大な誤りが認められたとき

(6) 研修施設が廃業または診療の継続が不可能となったとき

2 研修施設は、資格喪失の事由が消滅したときは、再び指定の申請をすることができ、細則第11条に定める手続き後、委員会及び理事会の議を経て、その資格を復活することができる。

(復活が認められた研修施設の指定及び登録)

第21条 本会は、前条第2項により資格の復活が認められた施設を、研修施設と指定する。

2 研修施設資格の復活が認められた施設の指導医は、細則第18条に定める登録料を添えて本会に登録申請を行わなければならない。

3 本会は、申請に基づき復活が認められた研修施設の登録を行い、認定証を交付し、本会発行の「接着歯学」及び本会公式ホームページ等に研修施設名を掲載し、理事会及び社員総会で報告しなければならない。

## 第7章 その他

(運 営)

第22条 委員会の運営に関しては、本会認定委員会規程に定めるところによる。

(審査料等)

第23条 審査及び登録に要する費用は、細則第18条に定める。

(改 廃)

第24条 本規則の改廃は、委員会の発議により規程検討委員会での協議のうえ、理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

## 附 則

1 本規則は、2020年10月4日から施行する。

- 2 本規則の経過措置として1年間の暫定期間を設ける.
- 3 本会認定医制度規則は, 2021年10月3日をもって廃止する.
- 4 暫定期間中に新規に専門医の認定を申請する者は, 細則の附則記載事項に従うものとする.
- 5 暫定期間中に新規に指導医の認定を申請する者の資格については, 本規則第10条において専門医を認定医に読み替える.
- 6 本会専門医制度の施行時に本会認定医資格を有する者で専門医認定を希望する者については, 別に定める専門医認定基準適合試験によって審査する.